

川崎市交通局告示第 6 号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局溝口乗車券発売所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法（昭和 27 年 8 月 1 日法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき告示します。

令和 7 年 8 月 28 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都港区芝一丁目 5 番地 12 号TOP浜松町ビル 7 階

名 称 株式会社 T E I

代表者 取締役社長 三橋 弘

2 委託する業務の種類

川崎市交通局溝口乗車券発売所における公金の徴収

3 委託期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで

4 履行場所

川崎市交通局溝口乗車券発売所（高津区溝口 1-3-1）